

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、次のとおり東松山市職員の状況を公表します。

①採用した職員に占める女性職員の割合 〈令和5年度〉

区分	男	女	計	女性割合
行政職	9人	11人	20人	55.0%
医療職	11人	26人	37人	70.3%
任期付職員	3人	21人	24人	87.5%
会計年度任用職員	55人	200人	255人	78.4%

※再任用職員を除く

※会計年度任用職員は、令和4年4月在職者（週20時間以上勤務者）の割合・人数

②平均した継続勤務年数の男女の差異 〈令和6年3月31日現在〉

区分	男	女	計
行政職・技能労務職	16.9年	17.1年	16.9年
	388人	171人	559人
医療職	8.2年	12.2年	10.5年
	48人	133人	181人

※任期の定めのない職員に限る

③職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間 〈令和5年度〉

（単位：時間）												
年月	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
平均時間外勤務時間	24.17	15.13	18.56	14.90	18.59	14.37	15.23	14.12	14.41	14.86	15.66	19.37

※時間外勤務をした職員の平均時間外勤務時間（管理職、選挙事務を含む）

④・⑤管理的地位・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 〈令和6年4月1日現在〉

職種	主な職名	男	女	計	女性割合	管理的地位にある女性割合
行政職	部長	12	1	13	7.7%	9.0%
	次長	12	2	14	14.3%	
	課長	47	4	51	7.8%	
	副課長	57	13	70	18.6%	
	主査	68	34	102	33.3%	
	主任	140	87	227	38.3%	
	主事・技師	40	24	64	37.5%	
	主事補・技師補	19	12	31	38.7%	
医療職1 (医師)	病院事業管理者	1	0	1	0.0%	5.6%
	院長	1	0	1	0.0%	
	副院長・医監	2	1	3	33.3%	
	院長補佐	1	0	1	0.0%	
	診療部長	0	0	0	－	
	副部長	2	0	2	0.0%	
	科部長	4	0	4	0.0%	
	医長	6	0	6	0.0%	
	医師	1	2	3	66.7%	
医療職2 (医療技師)	部長	0	0	0	－	50.0%
	副部長	1	0	1	0.0%	
	科長	2	3	5	60.0%	
	副科長	1	3	4	75.0%	
	主査	5	4	9	44.4%	
	主任	12	7	19	36.8%	
	医療技師	8	13	21	61.9%	
医療職3 (看護師・保健師等)	部長	0	1	1	100.0%	100.0%
	副部長	0	2	2	100.0%	
	科長	0	3	3	100.0%	
	副科長	0	6	6	100.0%	
	主査	1	20	21	95.2%	
	主任	0	31	31	100.0%	
	看護師・保健師	3	65	68	95.6%	
技能労務職	主査	5	0	5	0.0%	－
	主任	12	1	13	7.7%	
	自動車運転手・調理員	1	1	2	50.0%	
任期付職員	主事・技師	6	37	43	86.0%	－
	主事補・社会福祉士	0	9	9	100.0%	
合計		470	386	856	45.1%	

※「管理的地位にある職員」は、「課長相当職以上である職員」としています。

⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 〈令和5年度〉

	新たに取得可能となった職員数	育児休業取得者数	取得率
男	25人	18人	72.0%
女	11人	11人	100.0%
合計	36人	29人	80.6%

	育児休業承認期間						平均取得期間
	6月以下	6月超-1年	1年超-1年6月	1年6月超-2年	2年超-2年6月	2年6月超-	
男	12人	3人	1人	0人	0人	0人	3.4月
女	0人	8人	2人	0人	0人	1人	9.0月
合計	12人	11人	3人	0人	0人	1人	5.5月

⑦男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率、取得日数及び平均取得日数 〈令和5年度〉

区分	取得者数	対象者数	取得率	取得日数	平均取得日数
配偶者出産休暇	17人	25人	68.0%	31.3日	1.3日
育児参加のための休暇	15人		60.0%	60.0日	2.4日
上記いずれかの休暇	19人		76.0%	91.3日	3.7日

参考

各表題部の①～⑦については、女性活躍推進法第19条第3項及び内閣府令第2条に基づき、市が把握する事項に基づくものです。